

川西市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

背景 新型インフルエンザは、通常のインフルエンザと大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生し、世界的な大流行（パンデミック）となり、社会的影響をもたらすことが懸念されています。

経過 平成17年 政府が「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定
平成21年 メキシコで新型インフルエンザが発生し、県内でも感染者
兵庫県が「行動計画」を策定
市も「川西市新型インフルエンザ対策行動計画」
「新型インフルエンザ等対策各部署マニュアル等」
「新型インフルエンザ業務継続計画」を策定

国家の危機管理として対応が必要

平成24年 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定
(同法8条で市町村の行動計画を策定を規定)
平成25年 6月に政府が「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定
10月に兵庫県が「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定
平成27年 前計画の基本的考え方や取り組みを踏襲しつつ、
「政府行動計画」や「県行動計画」に基づき本計画を策定

川西市新型インフルエンザ等対策行動計画

これまでの取り組み経過等のほか、本計画の対策実施に当たっての留意点、
新型インフルエンザ等対策の基本方針、フェーズごとの対策等を記載

対策の基本的な戦略

感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護
市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

対象となる感染症

「新型インフルエンザ等感染症」(感染症法第6条第7項)
「新感染症で感染力の強さから新型インフルエンザと同様に影響が大きいもの」
(感染症法第6条第9項)

発生段階

「未発生期」
「海外発生期」・「県内未発生期」
「県内発生早期」
「県内感染期」
「小康期」



各期ごとに
対策を実施

対策5つのポイント

「実施体制」
「情報収集・提供」
「予防・まん延防止」
「医療体制」
「市民生活及び市民経済
の安定の確保」

主な市の対策

実施体制: 市新型インフルエンザ等対策連絡会議 市新型インフルエンザ等対策本部の設置
情報収集・提供: 市民への情報提供(啓発、対策、対策の実施状況等)
予防・まん延防止: マスク着用、うがい等の感染対策の啓発、予防接種(特定接種・住民接種)等
医療体制: 医療機関との情報共有と連携
市民生活及び市民経済の安定の確保: 国、県等関係機関と連携し事業継続計画の作成や物資の備蓄等